平成２４年（フ）第３２号
三重県北牟婁郡紀北町海山区小山浦464番地６
破産者　岡嵜わか代
１　決定年月日　平成25年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所熊野支部

平成２４年（フ）第３２８号
高知市朝倉丙2037番地２
破産者　有限会社中央自動車工業
１　決定年月日　平成25年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第４７８号
鹿児島市下伊敷１丁目43番２号　コーポ種子田302号、申立時の住所鹿児島市下伊敷１丁目54番22号　福丸ビル302号
破産者　豊田　　實
１　決定年月日　平成25年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第２０９８号
福岡市東区香椎駅前３丁目８番18―201号
破産者　分田　卓夫
１　決定年月日　平成25年４月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２６５２号
愛知県刈谷市南桜町１―43―１　スールセレッソ103号、破産手続開始決定時の住所福岡市中央区長浜１丁目４番45―404号
破産者　金本こと　金　　秀徳
１　決定年月日　平成25年４月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第５６号
秋田県北秋田市鷹巣字帰道14番地３　久留嶋アパート３号、前住所秋田県北秋田市綴子字胡桃館37番地５
破産者　仲村　実洋
１　決定年月日　平成25年４月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２４年（フ）第３１１号
佐賀県佐賀市川副町大字早津江津172番地１
破産者　肉のニシムラこと　西村　太郎
１　決定年月日　平成25年４月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１９６号
札幌市白石区北郷４条４丁目８番12号
破産者　桂川　　当
１　決定年月日　平成25年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４号
岩手県花巻市東12丁目第12地割45番地
破産者　市川　伸容
１　決定年月日　平成25年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２４年（フ）第３２１号
宮城県塩竈市藤倉３丁目13番23号　エコーハイム101号、開始決定時の住所仙台市若林区沖野６丁目27番30号
破産者　高橋ひろみ
１　決定年月日　平成25年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第６１７号
仙台市太白区上野山２丁目25番16号　我妻アパート103
破産者　寛野　公美
１　決定年月日　平成25年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第６６２号
宮城県岩沼市桑原４丁目５―10　コーポラス桑原102、住民票上の住所宮城県亘理郡亘理町長瀞字新海岸134番地３
破産者　伊東　廣子
１　決定年月日　平成25年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第７１７号
仙台市若林区沖野２丁目６番11号
破産者　下山　広明
１　決定年月日　平成25年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第８５７号
仙台市太白区中田町字前沖86番地の５
破産者　千葉　　靖
１　決定年月日　平成25年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第３０５号
茨城県常陸太田市東二町2250番地の２
破産者　伊村　政恭
１　決定年月日　平成25年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第４１８号
大阪府八尾市山本町３丁目６番20号、開始決定時の住所茨城県水戸市城東１丁目８番20号　Ｆｏｕｒｔｈ弥栄102号
破産者　丹　　輝
１　決定年月日　平成25年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第４７５号
茨城県水戸市千波町449番地の１、開始決定時の住所茨城県水戸市千波町161番地の２　緑川マンション302号
破産者　小田美紀夫
１　決定年月日　平成25年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第２５８号
埼玉県越谷市東大沢１丁目46番地12　降田ビル404、旧住所埼玉県越谷市北越谷４丁目23番39号　サンライトマンション811号
破産者　藤原　　執
１　決定年月日　平成25年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係